

摂津市地域公共交通協議会 財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、摂津市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、摂津市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、摂津市からの補助金、他の団体等からの負担金、国等からの補助金、繰越金等をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。

- 2 会長は、会計年度毎に事業計画書及び収支予算書を調製し、協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算の流用及び予備費の充当）

第4条 支出に係る予算の流用及び予備費の充当は、摂津市の例によるものとする。

（出納及び現金等の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第6条 会長は、事務局長及び事務局員に協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、会長が行う会計事務以外の会計事務をつかさどり、適正に処理しなければならない。

（収入及び支出の手続）

第7条 協議会の収入及び支出の手続きは、摂津市の例により行うものとする。

- 2 協議会出納員は、出納その他会計事務の管理を行うものとする。

（決算等）

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、事業報告書及び収支計算書を調製し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第17条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

（その他）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、令和6年2月 日から施行する。